

答申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年7月20日付け30障第1728号で行った個人情報不訂正決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の訂正決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、平成30年4月16日付け「審査請求対応について」に記載された審査請求人の個人情報である。

(2) 不訂正決定の状況

実施機関は、訂正請求の対象文書は、平成29年10月30日付け公文書開示決定の取消しを求める平成29年12月14日付け審査請求の対応を検討するために作成したものであり、審査請求人が求める訂正内容は、当該事務の目的を達成するために必要な範囲で行うものであるところ、当該開示決定はすでに取り消されており、事務の目的は達成されているとして、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第29条第2項の規定に基づき本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ア 審査請求人は、平成30年5月10日付けで、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。
- イ 実施機関は、平成30年5月28日付けで、上記開示請求に対して個人情報開示決定処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ウ 審査請求人は、平成30年6月18日付けで、本件個人情報について、記載内容に誤りがあるとして、別表のとおり個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- エ 実施機関は、平成30年7月20日付けで、上記訂正請求に対して本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- オ 審査請求人は、平成30年7月31日付けで、本件決定を不服として実施機関に審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

- (1) 実施機関の作成した文書の事実関係をまとめた部分等については、当事者の一人である請求人に対する調査・打合せ等を一切行わず、当時の県担当者側からの聴き取り等による一方的な情報のみで作成されたものである。重要な事実が漏れていたり、記載が不正確であったり誤ったものとなっている。
- (2) 条例第26条では、訂正請求権を認めている。また、条例第28条では、訂正請求に理由があるときは、原則として訂正の義務があることをうたっている。
- (3) 審査請求人は、個人情報の記載に誤りがあると思料したため訂正請求を行ったものであり、請求人の訂正請求には理由がある。
- (4) 実施機関は、不訂正決定通知書で、事務（開示決定取消しの検討）の目的は解消されているため、訂正の必要が認められないと述べているが、前述のとおり処分庁には訂正義務がある。
- (5) 審査請求人の請求した訂正内容は、単なる誤った事実関係の訂正であり、事務の目的を達成できなくさせるものではない。むしろ、事務の目的への適切な対応を助けるものである。
- (6) 平成29年12月14日付け審査請求は、7月31日現在で審査も開かれておらず、諮問も行っていないのだから、開示決定取消請求への対応が済んでいることにはならない。
- (7) したがって、実施機関が主張する、「事務の目的が解消されている」という不訂正の理由が不当であるのは明らかである。
- (8) 審査請求人は、審査会への諮問が遅れている理由及び利用停止の決定が遅れている理由を説明するものとして本件個人情報の開示を請求したのだから、本件個人情報を取り扱う事務の目的は、審査請求への対応を検討するためではなく、これら遅滞の理由の説明である。

5 実施機関の説明要旨

- (1) 本件個人情報を取り扱う事務の目的は、平成29年10月30日付け公文書開示決定に関し、当該決定の取消しを行うか否か、また、当該決定に対する審査請求にどう対応するかを検討することである。
- (2) 審査請求人が求める訂正内容は、対象事務の目的（本件の場合、開示決定取消しの検討）を達成するために必要な範囲で行うものであるが、上記公文書開示決定は取り消されており、事務の目的は既に解消されている。
- (3) 本件訂正請求は、条例第28条に定める「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲」を超えることから、不訂正決定を行ったものである。

6 審議会の判断

(1) 条例第26条第1項の趣旨

本条は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するため、実施機関が保有する自己の個人情報についての訂正制度を定めたものである。

本条において、訂正請求を行うことができるのは、自己の個人情報の内容が事実でないと思料する場合と規定されている。また、訂正請求の対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないとして運用している。

(2) 条例第28条の趣旨

本条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、実施機関が、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものである。

「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査の結果、当該訂正請求に訂正を行うに足る正当な理由がある場合をいう。

実施機関に訂正義務が生じるのは、訂正請求に理由があり、かつ、当該訂正が個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内であるときであるため、訂正請求に理由がない場合又は訂正が事務の目的の達成に必要な範囲外である場合には、訂正義務は生じない。

(3) 審議会の判断

条例第26条第1項は、(1)のとおり、当該訂正請求制度における訂正請求の対象が、「事実」であって、「評価・判断」に及ばないこと、また、訂正請求に係る個人情報の「内容が事実でない」と思料するときに訂正請求を行うことができることを規定している。

これにより訂正請求があった場合、実施機関は、当該訂正請求の対象が「評価・判断」ではなく、「事実」に関する記載であるか、「事実」に関する記載である場合、その「内容が事実でない」か、「内容が事実でない」場合、訂正請求人の訂正請求の趣旨のとおり訂正することで正確な個人情報になるかを調査し、いずれも認められた場合には、条例第28条の「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当すると判断することとなる。

また、当該訂正請求制度は、(1)の訂正請求制度の制度趣旨に照らせば、公文書に現に記載されている内容に限定して適用されるものではなく、公文書に本来記載されるべき事項が記載されておらず、その結果、公文書の記載内容が誤って解釈される場合にも認められるというべきである。

上記の前提を踏まえ、以下のとおり判断する。

まず、当審査会は、審査請求人が訂正を求めている別表「本件個人情報の記載内容」欄を見分し、そのうち同欄①及び③～⑦の記載は、いずれも「評価・判断」ではなく、「事実」に関する記載であると判断した。また、審査請求人も、別表「本件個人情報の記載内容」欄①及び③～⑦の記載内容が客観的に存在した事実であることについては認めていること

から、結局、本件訂正請求は、本件個人情報を、別表「本件訂正請求の内容」欄のとおり文言を追加して、より詳細に表現するもの、あるいは本件個人情報の表現の変更を求めるものと認められる。

これらを踏まえ、別表「本件個人情報の記載内容」欄①及び③～⑦の記載につき、「本件訂正請求の内容」欄のとおり訂正（追加）が認められるかについて、以下検討する。

実施機関の説明によると、本件公文書は、平成29年10月30日付け公文書開示決定に関し、当該決定の取消しを行うか否か、また、当該決定に対する審査請求にどう対応するかを検討するという目的を達成するため作成したものであり、当該事務の担当者が前任者から事務の引継ぎを行った際に、一連の手続等の概要を整理したものであるとのことである。この説明には、本件公文書の表題、項目及び記載内容から見て、不合理な点はない。

本件公文書を作成した上記の目的に照らせば、本件公文書には審査請求が行われた経緯や対応状況等の概要を記載することが予定されているのであって、全ての経緯を逐一記載すべきものとはいえないことから、別表「本件個人情報の記載内容」欄①及び③～⑦の記載については、「本件訂正請求の内容」欄のとおり追加していなければ、本来記載されるべき事項が記載されていないとは認められず、また、本件公文書の内容が誤って解釈されることになり、ひいては、審査請求人の法的保護に値する権利利益が害されることになるとも認められない。

したがって、別表「本件個人情報の記載内容」欄①及び③～⑦の記載内容には、本来記載されるべき事項が記載されておらず、その結果、内容が誤って解釈されることは考えにくいことから、個人情報の「内容が事実ではない」とは認められず、当該部分について本件訂正請求に理由があるとはいえないと判断する。

一方、別表「本件個人情報の記載内容」欄②の「指摘があった」という記載部分について、審査請求人は、条例違反に関することを自らが実施機関に対し伝えたことについて「公益通報があった」と訂正するよう求めているところであるが、このことを、「公益通報」ではなく、「指摘」と記載したことは、ひとえに実施機関が関係法令等に照らして評価・判断を行った結果によるものである。

したがって、別表「本件個人情報の記載内容」欄②の部分についての本件訂正請求は、「事実」ではなく「評価・判断」に関する記載を対象としていることから、条例が規定する訂正請求の対象とは認められず、当該部分について本件訂正請求に理由があるとはいえないと判断する。

なお、実施機関は、本件訂正請求は本件個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲を超えるものであると主張しているため、この点について検討する。

条例第28条は、(2)のとおり、実施機関が訂正請求に理由があると認めるときは、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしな

なければならないことを定めており、同条によれば、訂正請求に理由がある場合であっても、訂正請求に係る個人情報を取り扱う事務の目的に照らして訂正の必要がないときには、訂正をする義務はないこととなる。

これを本件について見るに、本件個人情報を取り扱う事務の目的は、平成29年10月30日付け公文書開示決定に関し、当該決定の取消しを行うか否か、また、当該決定に対する審査請求にどう対応するかを検討することであり、当該事務の担当者が前任者から事務の引継ぎを行った際に、一連の手続等の概要を整理したものである。また、本件公文書が上記以外の目的で作成され保管されていることを窺わせる事実ないし証拠もない。そして、実施機関が平成29年10月30日付け公文書開示決定を取り消したことから、当該審査請求は却下という方向性が定まり、これらへの対応の検討が終了したことは明らかである。

したがって、本件個人情報を取り扱う事務の目的は、公文書開示決定の取消し時に達成したものと認められ、本件訂正請求が本件個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲を超えていることは明らかであり、実施機関が別表「本件個人情報の記載内容」欄の各記載内容の訂正に応ずべき義務を認めることはできない。しかも、同記載内容を維持していたとしても、特段、今後、審査請求人の法的保護に値すべき権利利益を侵害することになるとも認められない。

以上のとおり、本件個人情報については、訂正請求の対象となる「事実の誤り」があるとは認められず、本件訂正請求が本件個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内であるということもできず、条例第28条に基づく訂正義務を認めることができないことから、本件不訂正処分は妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記4(8)のように、本件個人情報を取り扱う事務の目的は、審査請求への対応を検討するためではなく、審査会への諮問等の遅滞の理由の説明であると主張しているが、条例第3条の趣旨からすると、個人情報を取り扱う事務の目的とは、公文書を作成した時点における目的であると解することが相当であり、また、その後実施機関が本件個人情報を取り扱う事務の目的を変更したとは認められないため、審査請求人の主張は採用できない。

なお、審査請求人は他にも種々主張しているが、当審議会は、実施機関の行った個人情報の訂正決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別表)

本件個人情報の記載内容及び審査請求人が求める訂正内容

| | 本件個人情報の記載内容 | 本件訂正請求の内容 |
|---|-------------------------|---|
| ① | 平成29年 7月 | 平成29年 7月 5日 |
| ② | 指摘があった | 請求人より公益通報があった |
| ③ | 事情聴取 | 事情聴取。そのとき〇〇市市役所職員に請求人の個人情報を漏洩させる。 9月 8日 請求人はメールにて公益通報保護制度の適用（請求人の個人情報等の守秘など）を要請。 9月19日 同様に請求人からメールで公益通報者保護制度の適用を要請（その後も度々要請） 9月27日 〇〇市関係職員と協議。8月30日と同様に請求人の個人情報を漏洩させる。 |
| ④ | 開示室にて関係書類79枚を開示 | 11月 6日 障がい福祉課が開示室にて第三者に請求人のメールを含む開示資料79枚を開示。請求人の個人情報を第三者に漏えいさせる。 同日深夜 第三者から請求人が開示を受け取る。 11月 7日 請求人からメールで個人情報が公文書開示されているとの通報を受ける。 11月10日 請求人が担当係長に電話で係長に請求人の個人情報が公文書開示されていることを通報。直ちに公開を停止し情報拡散の防止、警察への通報を行うよう通報される。 |
| ⑤ | 利用停止を決定した。 | 利用停止を決定した。なお、この停止決定は、個人情報保護条例第38条の期限に反したもの。 |
| ⑥ | 個人情報保護条例第7条に違反した関係職員の通報 | 地方公務員法第34条及び個人情報保護条例第7条に違反した関係職員の通報を直ちに行う。 |
| ⑦ | 刑事告訴法第239条第2項に基づく告発 | 刑事訴訟法第239条第2項に基づく告発を直ちに行う。 |